



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



～令和3年4月の法改正～

新年度を迎え、新たな法律がいくつか施行されます。昨年の最高裁判例で判断が示された同一労働同一賃金をはじめ、今後中小企業にも影響を与えるであろう内容となっております。

以下に内容をまとめましたので、ご参考にさせていただけたらと思います。

令和3年4月施行

	法律	対象	内容
同一労働同一賃金	パート・有期雇用労働法	中小企業	正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差の禁止
70歳までの就業機会確保(努力義務)	高齢者雇用安定法	全企業	70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢からいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける
中途採用比率の公表を義務付け	労働施策総合推進法	大企業	概ね1年に1回以上、公表日を明らかにした上で、直近3事業年度の実績を企業のHPなどを通じて公表
雇用安定措置に係る派遣労働者の希望の聴取等	労働者派遣法	派遣元事業主	派遣労働者が希望する雇用安定措置の聞き取り、マージン率等の情報開示
労働基準法等に基づく押印・署名の廃止	労働基準法	全企業	使用者及び労働者の押印欄の削除並びに法令上、押印または署名を求めないこととする

中小企業では、同一労働同一賃金の施行により非正規雇用労働者から待遇差の説明を求められることもあり、各種手当の見直しを図る対応が必要となります。

また昨年から引き続き新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、書類の押印省略などコロナ対応を念頭に置いた改正もされました。今後は各企業においても既存の働き方からの脱却が求められそうです。

一方すでに2020年4月に中小企業(一部の業務は今後適用)にも施行された時間外労働の上限規制ですが、この4月から時間外労働休日労働に関する協定書の書式が変更にもなっており、今年には時間外労働に対する労働基準監督署の調査が増えることも予想されます。確実に時間外労働休日労働に関する協定書の届出を行ってください。

その他現在、活用している企業が多い雇用調整助成金をはじめ、各種助成金制度の改正も予定されています。最新の情報については弊社担当者まで随時お問い合わせください。

徳武 郁人

令和3年3月分(4月納付)から協会けんぽの保険料率が変わりました

令和3年度の協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率が決定しました。長野県の健康保険料率は9.70%→9.71%で0.01%引き上げ、介護保険料率は全国一律で1.79%→1.80%で0.01%の引き上げとなります。

従業員負担分(長野県)	
	2月分(3月納付)まで
健康保険料	4.85%
介護保険料	0.895%
	3月分(4月納付)から
健康保険料	4.855%
介護保険料	0.90%

※国民健康保険・健康保険組合の保険料はそれぞれ決定されるため、個別での確認が必要です。

雇用保険・厚生年金保険については今回の保険料率の変更はありません。

経理代行